

Contents

- 1 【シンガポール】倒産・債務整理関連の制度変更
- 2 【ベトナム】土地法に基づく新政令
- 3 【インド】2013 年会社法の組織再編制度の施行
- 4 【ブラジル】一人会社に関する法改正及び労働法の改正
- 5 【トルコ】個人情報取扱事業者の登録に関する規則案の公表
- 6 【タイ】配当金の支払期限の導入

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【シンガポール】倒産・債務整理関連の制度変更

2017 年 3 月 10 日、倒産・債務整理手続に関する重要な改正を含むシンガポール会社法の改正案が国会で可決された。本改正は、破産法改正委員会(Insolvency Law Review Committee)の 2013 年 10 月 4 日付報告書や国際的債務整理手続センターとしてのシンガポール強化委員会(Committee to Strengthen Singapore as an International Center for Debt Structuring)の 2016 年 4 月 20 日付報告書の提言等による、シンガポールにおける倒産・債務整理手続の改革の一環として実施されたものであり、債務整理手続の国際的な拠点としてのシンガポールのプレゼンスを高める試みの 1 つとして位置づけることができる。なお、現状では施行時期は未定である。

本改正の具体的な内容は大きく以下の 3 つに分けることができる。

- ・ スキーム・オブ・アレンジメント(SOA)の制度変更
- ・ 更生管財手続(Judicial Management)の制度変更
- ・ クロス・ボーダーの倒産手続に関する制度変更(UNCITRAL モデル法の導入等)

本ニュースレターでは、これらの 3 つの改正内容について、1 つ目の SOA の制度変更を中心に、その概要を説明する。

1. スキーム・オブ・アレンジメント(SOA)の制度変更

SOA とは、会社が提案する組織再編・債務整理のためのスキームにつき、債権者や株主の一定の利害関係者の承認(議決権総数の4分の3)及び裁判所の認可が得られた場合、当該スキームに従って債権債務や株主の権利内容を変更することができる制度である。SOA のメリットとしては、債権者や株主等及び裁判所の承認さえ得られれば、各利害関係人の個別の反対があつたとしても、会社の支配権や債権債務に関して大幅な変更を行うことができるという点にある。

本改正では、SOA に関して、米国連邦破産法チャプター11(「チャプター11」)の内容等を参考に以下のような規定が追加されており、債務整理手続としてのSOAの機能が強化されている。一般に友好的M&Aの目的で利用されてきたイメージの強い SOA であるが、本改正により今後は債務整理手続の目的で利用されることも一層増えるものと考えられる。

(1) DIP ファイナンスの保護の強化

裁判所は、SOA 申立て後に会社の存続のために実行される DIP ファイナンスについて、他の担保権者等よりも優先させる旨の命令等を発出することができるとされた。

(2) モラトリアム制度の強化

裁判所は、会社の申立てにより、会社の資産の差押えその他の債権回収の手続を停止させる旨(「モラトリアム」)の命令を出すことができる旨が規定された。また、当該命令発出の可否について裁判所で検討がなされている期間において会社の財産の流出することを防ぐ観点等から、モラトリアムの申立日から 30 日間は自動的にモラトリアム期間が開始することとされている。裁判所によるモラトリアムの命令は、裁判所が当該債権者に対して管轄権を有する限り、シンガポール国外の子会社や資産にも及ぶものとされている。

(3) 「クラムダウン」制度の導入

裁判所は、会社が提案する複数の債権者の集団(クラス)による同意を要するスキームについて、特定のクラスがこれに反対している場合であっても、当該スキームが「公平かつ衡平(fair and equitable)」である等の一定の条件を充たす場合には、当該スキームを承認できることとされた。これはチャプター11における「クラムダウン(cram down)」という制度を参考にしたものとなる。

(4) プレパッケージ・スキーム制度

会社が事前に債権者に説明を尽くし、債権者による集会を開催したとすれば当該スキームが承認されるであろうことが認められる場合等には、裁判所は、債権者による集会が開催されていなくとも、当該スキームを承認できる旨の規定が置かれた。これにより、スキームの債権者による承認手続を省略でき、SOAの迅速な実施が可能になる。

2. 更生管財手続(Judicial Management)の制度変更

更生管財手続(Judicial Management)とは、管財人(judicial manager)が中心となって、事業の更生を図る制度である。従前、本手続は会社が債務の弁済を行うことが「できない又は将来的にできなくなる(「is or will be unable to pay its debts」)」場合に認められるとされていたが、本改正により「できない又はできなくなることが見込まれる(「is

or likely to become unable to pay its debts」)」場合に認められるとして、実質的に利用要件が緩和されることとなった。その他、更生管財手続については、一定の外国会社の利用を認める(従来シンガポール内国会社のみ利用可能であった)等の制度変更も行われている。

3. クロス・ボーダーの倒産手続に関する制度変更(UNCITRAL モデル法の導入等)

本改正では、国際的な倒産処理に関する枠組みである UNCITRAL モデル法(「モデル法」)が会社法の一部として編入された。モデル法は日本における「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」のベースにもなったものであり、外国での倒産処理手続に関する承認援助手続を主として定めるものである。モデル法を導入したことにより、シンガポールに資産を有する外国会社の倒産手続の実行につき、シンガポールの裁判所の協力等が得られやすくなるであろうとのメリットが指摘されている。

また、上記 UNCITRAL モデル法の話とは別に、本改正では、リングフェンシング・ルール(シンガポールにある外国会社の資産から回収された利益については、まずシンガポールの債権者の債権に優先的に充当されることを求めるルール)が原則として撤廃されたことも注目に値する。

弁護士 前田 敦利
atsutoshi.maeda@amt-law.com
 弁護士 花水 康
ko.hanamizu@amt-law.com
 弁護士 中野 常道
tsunemichi.nakano@amt-law.com

2. 【ベトナム】土地法に基づく新政令

1. ベトナムの土地制度

社会主義国であるベトナムにおいて、土地は全人民の所有に属するものとされ、私人(企業や個人)が土地を所有することは禁止されている。したがって、私人がベトナムの土地を使用するためには、「土地使用权」(Land use right)という権利によらなければならない。

そして、外資系企業(日本企業の子会社等)が土地を使用する際には、(a)工業団地等において賃借を受ける方法、(b)ベトナム企業との間の合弁企業が当該ベトナム企業から土地使用权の現物出資を受ける方法、等が用いられている。

こうしたベトナム土地法制の基礎となる法律が、Land Law(Law No. 45/2013/QH13)(「土地法」)である。

2. 新政令のポイント

土地法の下位規定としては、2014 年に規定された政令(「旧政令」)が従前存在したが、今般、旧政令を改正する新政令である Decree 01/2017/ND-CP(「政令 01 号」)が制定された(2017 年 1 月 6 日公布、2017 年 3 月 3 日施行)。政令 01 号による改正点のうち、特に重要と思われるものを、以下で紹介する。

(1) 土地使用料等の不払いに対する土地収用

土地法には、「土地使用者が国家に対する義務を履行せず、行政処分を受けたにもかかわらず従わなかった場合、国家により土地が収用される」旨の条文が存在する。しかし、この「国家に対する義務の不履行」の意味は、必ずしも明確ではなかった。

政令 01 号は、上記の土地収用が行われるのは、「土地使用料や賃料の適法な支払いを怠り、かつ当局による強制措置に従わない場合」である旨を定めている。これにより、土地使用料等の不払いを続けると土地を収用され得る点が明文化された。

(2) 投資プロジェクト終了後の土地使用継続期間

政令 01 号は、「投資家は、土地を利用する投資プロジェクトの終了後、原則として①24 ヶ月間は土地の使用を継続でき、かつ、②当該期間内に、土地上の適法な資産を法令に従い他の投資家に譲渡することができる(当該期間満了後に収用が行われる)」旨の規定を新設した。

「期間満了後の土地収用」が明記されてはいるものの、「プロジェクト終了後 24 ヶ月間の使用継続権」が定められたという意味では、投資家にとって有利な改正だという評価も可能と思われる。

(3) 工業団地等における土地使用中止等に対する措置

政令 01 号は、「工業団地等において、土地使用者による土地の使用が中止され、または予定より遅延した場合、(1)運営企業は、①土地を使用させる措置、②契約の解除、③当局に対する報告、等を行わなければならない、また、(2)依然として中止・遅延が続くときは、国家機関による収用が行われる」旨の規定を新設した。

(4) 土地賃借人による土地上の資産の賃貸

政令 01 号は、「国家または工業団地等から土地を賃借等している者は、土地上に適法に建設された資産を第三者に賃貸することができる」旨の規定を新設した。ただし、適法に賃貸を行うためには、一定の条件(不動産事業法上の要件を充足すること等)が別途要求されている。

(5) 行政手続処理期間の短縮

政令 01 号は、土地に関する行政手続処理期間の多くを、旧政令に比べて短縮している。ただし、ベトナムでは、当局の運用が法令と一致しないことも多く、これが実際どこまで遵守されるかは不透明である。

3. おわりに

政令 01 号は、今年 3 月に施行されたばかりであり、その細則を定める通達等も未だ発行されていない。こうした状況も踏まえ、今後の実務の動向について注視していく必要がある。

弁護士 八巻 優
yu.yamaki@amt-law.com

3. 【インド】2013 年会社法の組織再編制度の施行

1. 新組織再編制度の施行

2016 年 12 月 7 日付のインド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) の通達により、同月 15 日から、インドの会社法である 2013 年インド会社法 (Companies Act, 2013) (「2013 年会社法」) の合併、会社分割等の組織再編に関する規定 (230 条から 233 条まで) が施行されることとなった。また、これに伴い、インド企業省は、組織再編に伴う会社法施行規則として、Companies (Compromises, Arrangements and Amalgamation) Rules, 2016 と呼ばれる規則を施行した。これにより、インドの旧会社法である 1956 年インド会社法 (Companies Act, 1956) (「1956 年会社法」) に基づく組織再編制度は、全て新制度に移行することとなった。

1956 年会社法の組織再編制度の下では、合併、会社分割等の組織再編は、当該会社の登記上の所在地を管轄する高等裁判所 (High Court) に申請して行うこととされていた。一方、新制度の下では、合併、会社分割等の組織再編は、当該会社の登記上の所在地を管轄する内国会社法審判所 (National Company Law Tribunal) (「NCLT」) に申請して行うこととされている。

この制度変更に伴い、高等裁判所に係属していた組織再編申請案件は、全て NCLT に移管されることとなった。

2. 新組織再編制度の概要と旧制度からの変更点

(1) 申請先

上述の通り、1956 年会社法の組織再編制度の下では、合併、会社分割等の組織再編は、高等裁判所に申請して行うこととされていたが、2013 年会社法の組織再編制度の下では、全ての合併、会社分割等の組織再編は、NCLT に申請して行うこととされている。

新組織再編制度の下では、会社法に関する専門的な知識を持つ NCLT が、組織再編に関する審査を独占的に行うことにより、組織再編の手続が、より効率的かつ迅速に進むようになることが期待されている。

(2) 主な手続の変更点

ア 株主総会と債権者集会

1956 年会社法の組織再編制度の下では、組織再編を行おうとする各会社において、原則として株主総会及び債権者集会における承認が必要とされていたが、株主総会及び債権者集会の開催は、株主の 4 分の 3 以上の同意、及び債権者の (債権額ベースでの) 4 分の 3 以上の同意があれば、省略することも可能とされていた。

一方、2013 年会社法の組織再編制度の下では、組織再編を行おうとする各会社において、原則として株主総会及び債権者集会における承認が必要とされていることは同じであるが、これらの省略については厳格に解されている。NCLT の近時の決定によれば、債権者集会については債権者の (債権額ベースでの) 90% の宣誓供述書に基づく同意があれば開催を省略できるとされている一方、株主総会については、法令上、その開催を省略する明示的規定が存在しないことを理由に、株主による同意の有無にかかわらず、必ず開催が必要との判断が示されている。

これは、旧組織再編制度の下で、行き過ぎていた株主総会と債権者集会の省略を、是正しようとしたものであると思われる。

イ 会計監査人による証明書

1956 年会社法の組織再編制度の下では、組織再編を行おうとする各会社において、会計基準から逸脱する会計処理がある場合、その内容について財務諸表により開示することが義務付けられていた。

2013 年会社法の組織再編制度の下では、この制度が廃止される代わりに、組織再編を行おうとする各会社において、「行おうとする組織再編における会計上の取り扱いが、2013 年会社法 133 条に定める会計基準に合致していること」を証明する会計監査人による証明書の提出が必要とされるようになった。

これは、旧制度の下で、会社自身に委ねていた会計基準から逸脱した会計処理からの是正を、会計監査人による証明の過程での是正に置換するものであると評価できる。

ウ 簡易合併制度の導入

2013 年会社法の組織再編制度の下では、①払込資本金 500 万インドルピー未満かつ売上高 2000 万インドルピー未満の 2 つ以上の小会社かつ非公開会社同士の合併、②親会社とその 100%子会社の間の合併、③その他法令において定められる種類の合併については、2013 年会社法 233 条に定められる簡易合併制度が適用され、合併を NCLT に申請することなく行うことができる。なお、会社分割(demerger)には、簡易合併に相当する簡易な組織再編制度は存在しない。

簡易合併は、NCLT での審査が不要になることから、通常の合併手続に比べて、短期間かつ安価なコストで実施することができる。日本企業のインドの子会社が①の要件を満たすことはあまりないと思われるが、日本企業のインドの子会社がさらに 100%の孫会社を保有している場合には、簡易合併の利用による組織再編も検討対象になりうると思われる。

3. 今後の見通し

1956 年会社法の組織再編制度の下では、合併、会社分割等の組織再編は、高等裁判所に申請して行う必要があったが、高等裁判所ごとに審査の基準や審査の速度が異なったりするという問題点があり、かつ全般的に非常に時間がかかる(概ね 1 年前後)手続であったことから、M&A 取引においてこれを利用することは容易ではなかった。2013 年会社法の組織再編制度の施行により、会社法に関する専門的知識を有する NCLT が、組織再編を一元的に審査することで、審査基準の統一化、及び審査の迅速化が進むことが期待される。また、簡易合併制度の導入等により、一定の種類の組織再編については、さらに迅速に手続が進むことが期待される。

2017 年 5 月時点では、制度移行直後ということもあり、NCLT における組織再編審査が、当初の目論見通りに効率化、迅速化されているとはいえない状況であるが、今後の期間経過により、徐々に組織再編審査の効率化、迅速化が進んでいくものと期待される。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

4. 【ブラジル】一人会社に関する法改正及び労働法の改正

政治腐敗問題や経済問題等に苦しむブラジルだが、経済問題に関して言えば、ミシェル・テメル大統領は、昨年の就任以来、経済問題解決のために事業活動に資する政策を継続的に模索しており、インフレ率の低下予測等既に

景気の底を打ったとの評価も出てきている。依然として大きな変動の続くブラジルであるが、日本企業に関心の高いと思われるコーポレート関連の法改正として、一人会社に関する法改正及び労働法改正の審議状況等について、以下のとおり概説する。

1. 一人会社に関する法改正

ブラジル法上、一人会社の会社形態は従前認められておらず、会社を設立するためには最低二人の株主又は持分権者が必要であったところ、2011 年法第 12441 号により、一人会社を可能とする EIRELI(Empresa Individual de Responsabilidade Limitada)という法人形態が導入された。導入の際、法文上は法人による EIRELI 持分の保有を禁止するものではなかったため、法人による一人会社の会社形態が認められるのではないかとの期待が当時あったが、監督庁(DREI)規則 2013 年第 10 号により、EIRELI は自然人のみが設立することができるとされ、結局法人による一人会社の会社形態の導入は見送られていたままであった。

しかし、当該規則は、本年 3 月公布の DREI 規則 2017 年第 38 号(同年 5 月 2 日施行)により改正され、法人単独による EIRELI 設立も明文で許されるようになった。これにより、(自然人のみならず)日本法人を含む外国法人にとっても、100%子会社としてのブラジル法人の単独による設立が可能となり、ブラジルにおける組織再編の選択肢が広がったといえる。

なお、EIRELI を設立するに当たっては、ブラジルの月額最低賃金(2017 年 1 月 1 日現在、937 レアル(約 3 万 4 千円¹⁾)の 100 倍以上の資本金が必要とされているほか、商号に「EIRELI」を付さなければならない等、一定の制限があることに留意する必要がある。

2. 労働法の改正及びその審議状況

時として過度に労働者保護寄りであると批判されるブラジル労働法について、実体法及び手続法の両面から大幅な改正作業が進行中である。その中の比較的大きなものとして、本ニュースレターでは、アウトソーシング及び労働者派遣に関する改正、並びに、現在審議中であって、労働法分野全般に関連する法案について、以下述べる。

(1) アウトソーシング及び労働者派遣に関する改正(2017 年法第 13429 号)

2017 年法第 13429 号は、2017 年 3 月 23 日に下院にて可決され、同月 31 日に成立した。本改正がなされる前まで、ブラジルでは、アウトソーシングを一般的に規律する法律はなく、労働最高裁判所の指針(Súmula)により規律され、アウトソーシングは、下記二条件を満たす場合においてのみ許容され、そうでない場合には顧客(委託元)と委託先(本ニュースレターでは、委託先が法人であることを前提としている。)の従業員との間に雇用関係が成立するとされていた。

- (a) 委託先の提供するサービスが、警備、メンテナンス若しくはクリーニングであること又は顧客のコア・ビジネス以外の業務に関するサービスであること
- (b) 提供されるサービスが個性を有さず、顧客と委託先又はその従業員の間に直接的な従属関係が存在しないこと

本法によるアウトソーシングに関する主な改正点は、以下のとおりである。

¹ 2017 年 5 月 15 日時点の為替相場 1 レアル 36.5 円による。以下同じ。

- ・ 顧客と委託先従業員との間に雇用関係は成立しないと整理されたこと
- ・ 提供されるサービスが顧客の「コア・ビジネス」か否かにかかわらず、アウトソーシングを利用できるようになったこと
- ・ 委託先に最低資本金の制限があること(従業員の人数により、1 万リアル(約 36 万 5 千円)から 25 万リアル(約 912 万 5 千円)まで)
- ・ 顧客は、自己の施設又は契約上合意された場所において、アウトソーシングによる労務提供が行われる場合、委託先従業員に対しても安全、衛生及び健康面に関する配慮義務が課せられるようになったこと
- ・ 顧客と委託先との間の契約の成立に関し、一定の内容の契約への明記(上記顧客の配慮義務を含む。)が課せられるようになったこと

なお、委託先が委託先従業員に対し労働法上の義務を履行しない場合において、顧客がこれに代わって補充的に責任を負わなければならないことがあるのは、従前のままである。

また、本法による労働者派遣に関する主な改正点は、以下のとおりである。

- ・ 付随的に要求される業務(「demanda complementar de serviços」)(例えば、予期できない事情により要求される業務や、ストライキが違法又は濫用といえる場合においてストライキを行っている従業員の業務等)に対して、労働者派遣を利用することが可能となったこと
- ・ 派遣労働者を臨時雇用できる法定期間が原則最長 180 日となったこと(場合により更に 90 日の延長可)。なお、上記期間終了後、同一の派遣労働者を再度雇用するためには、契約期間終了後 90 日以上間を空けなければならない
- ・ 労働者派遣業登録に関し、最低資本金の制限があること(10 万リアル(約 365 万円))
- ・ 顧客と労働者派遣事業者との間の契約の成立に関し、一定の内容の契約への明記(上記アウトソーシングの場合と同様の要件)が課せられるようになったこと

なお、労働者派遣事業者が派遣労働者に対し労働法上の義務を履行しない場合において、顧客がこれに代わって補充的に責任を負わなければならないことがあるのは、上記アウトソーシングの場合と同様である。

(2) 労働法分野全般に関連する改正法案(法 2016 年第 6787 号)の審議状況

2017 年 4 月 26 日に、ブラジル国会下院において、労働手続法を含む労働法全般を改正する内容を有する法案(法 2016 年第 6787 号)が可決された。本法案は未だ成立しておらず、本法案が正式に法律として成立するためには、今後上院での議論や大統領の承認等を得る必要がある。また、本法案を巡って大規模なストライキがブラジル国内で発生したこともあり、本法案を巡る今後の議論の行方は不透明であると言わざるを得ないが、本法案は非常に広範な改正内容を含み、また、ブラジル労働法の今後の改正の方向性を知る上で参考になるため、本ニュースレターでは法 2016 年第 6787 号の審議において議論の対象となっている主な改正事項の概略を紹介する。

まず、団体交渉(労働協約)に関し、「立法に反する交渉」(negociação sobre a legislação/negociação coletiva sobre a lei)を可能にする改正が挙げられる。「立法に反する交渉」とは、労働協約により合意された内容は法律に優先するという原則であり、現在も任意退職プログラム時における退職金の支払いや残業代支払いにおける相殺に関してかかる原則の適用を認めたブラジル最高裁の先例があるものの、本法案は、これら先例の対象とした事項に限らず、労働時間や休憩時間等幅広く労働協約の効果を認めるものとされている(ただし、最低賃金、勤続期間保障基金(FGTS(Fundo de Garantia do Tempo de Serviço))やクリスマスボーナス等、一

定の本質的な労働者の権利とされているものについては、この限りではない。)。

本法案による改正事項は、上記のほか、以下のような点が挙げられる。

- ・ 新たな労働時間の取り決め(12 時間労働後 36 時間休息という枠組みも可能とするもの)
- ・ 労働組合費の強制負担の廃止
- ・ 労働契約の登録を怠った場合における使用者の罰金(最大 3 千リアル(約 11 万円))
- ・ 有給休暇に関する変更(法定の日数(30 日間以上)の有給休暇を、原則として連続して取得させなければならない、2 回までしか分割できないという現行の運用を、3 回まで分割できるように変更するもの)
- ・ 休憩時間に関する変更

上記のとおり、本法案の改正内容には実務に影響を与える多くの事項が含まれており、本法案の動向には、引き続き注意が必要である。

弁護士 福家 靖成
yasunari.fuke@amt-law.com
 弁護士 岩崎 大
dai.iwasaki@amt-law.com

5. 【トルコ】個人情報取扱事業者の登録に関する規則案の公表

昨年施行されたトルコ個人情報保護法の下位規則である個人情報取扱事業者の登録に関する規則(Regulation on the Data Controller Registry)が 2017 年 5 月 5 日公表され、同日から 20 日までをコメントの募集期間として、パブリックコメントに付された。近い将来、上記の規則の最終案が公表され、施行に移されることが見込まれる。外国企業においても一定の対応が必要となる可能性があるため、以下、上記の規則案の内容を概観する。

- ・ 上記の規則案によれば、ある事業者が個人情報の取扱の目的及び方法を決定した場合、当該事業者は、個人情報取扱事業者として、当局(Data Controller Registry)に登録しなければならない。外国企業(外国に本店を有する企業)がこれに該当する場合、当該外国企業は、登録の際、トルコにおける代表者の選定も必要となる。
- ・ 当局への登録申請の際には、個人情報取扱事業者の業務運営における個人情報の取扱を含む活動を記録した情報取扱データを提出し、個人情報の取扱の目的、取り扱う個人情報の種類、情報受領者の範囲等を特定する必要がある。また、個人情報取扱事業者は、個人情報の保有及び廃棄の方針を策定する必要がある。同方針においては、個人情報の種類ごとに、その保存期間を特定しなければならない。
- ・ 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱を開始する前に上記の登録をする必要がある(なお、登録には、個人情報保護局(Data Protection Authority)が定める費用がかかる。)。ただし、当初登録義務がなかった事業者について後から登録義務が生じた場合においては、30 日の登録期間(1 回に限り延長され得る)が設けられている。登録の懈怠については罰金が科される可能性がある。
- ・ 上記の登録義務には一定の例外が設けられている。すなわち、ある事業者による個人情報の取扱が、①犯罪の予防又は調査のために必要な場合、②情報の性質上、既に公となっている個人情報の取扱である場合、③公的機関又は専門的な自主規制機関の要求に基づく場合、④国の経済及び予算・税金・会計上の利益を守るために必要な場合は、当該事業者に上記の登録義務は課されない。また、この他にも、マニュアル処理による個人情報の取扱について、一定の要件の下、個人情報保護局が上記の登録義務の例外を設けることができるとされている。

以上のとおり、上記の規則により、外国企業においても、個人情報取扱事業者としての当局への登録義務、トルコにおける代表者の選定の必要、登録の懈怠に対する罰則の可能性など、一定の負担が生じうる。同規則の最終案の公表後、施行日までの間に、各企業において対応の検討が必要であろう。

弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com
 弁護士 江本 康能
yasutaka.emoto@amt-law.com

6. 【タイ】配当金の支払期限の導入

2017 年 4 月 4 日、タイ国家平和秩序維持評議会は、タイにおける産業振興の促進を目的として、布告 No.21/2560 を発し、同布告により民商法、労働者保護法、公開会社法、破産法等の改正がなされた。本ニュースレターでは、その中で株式会社の配当金の支払期限について規定した民商法の改正（「本改正」）について取り上げる。

日本においては、株式会社が剰余金の配当を行う場合には、株主総会決議において「剰余金の配当がその効力を生ずる日」（効力発生日）を定めるべきこととされ（会社法 454 条 1 項 3 号）、当該効力発生日が、剰余金配当支払請求権の支払時期と解されている。

タイにおいても、日本と同様に株主総会において配当の決議を行うべきとされているが（中間配当については、取締役会の決議をもって行うことができる。）、本改正前の民商法の下では、配当金の支払について期限の定めはなかった。しかし、本改正により、株主総会又は取締役会において配当決議がなされた場合、決議日から 1 ヶ月以内に支払をすべき旨の規定が民商法 1201 条に追加された。これにより、株式会社は、配当決議後 1 ヶ月以内に株主に配当金を支払う義務を負うことになった。同条に違反した場合、株式会社には 20,000 バーツ以下の罰金が科される可能性があるが、遅延利息は課されないと解される。

タイには多くの日本企業の子会社が存在しているところ、タイで上げた利益を日本の本社に還流させる方法の 1 つが配当金の支払いであると思われる。そのような親会社やグループ会社への配当金の支払いは、その関係性から特段支払時期に対する強い縛りが事実上存在しなかった例もあったのではないかと推測されるが、今般の改正により 1 ヶ月という期限が設定されたため、今後は支払期限までに確実に支払いがなされるよう、会社内での事前の準備（例えば、配当決議をする株主総会のタイミングや、日本への配当金の支払いということであれば、送金を依頼するタイの銀行との必要書類や所要日数などの調整等）も必要になるであろう。また、この配当金の支払期限についての改正は布告 No.21/2560 により本年 4 月 4 日に即日施行され、経過規定もないため、それ以後に開催される 2016 年度の株主総会で決議をした配当金の支払いについても適用がされることから、失念しないよう注意する必要もあろう。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com
 弁護士 吉田 瑞穂（バンコクの Thanathip & Partners 法律事務所勤務中）
mizuho@thanathippartners.com

◆TOPICS◆

【お知らせ】

花水康弁護士が下記のセミナーにて講演を行います。

「【現地報告】東南アジアにおける不動産投資に係る法制と実務～ファイナンスを含む投資スキームを中心として～」

日時:2017年7月10日(月)

会場:金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

主催:金融財務研究会

✂ 清水亘弁護士、森山正浩弁理士が下記のセミナーにて講演を行いました。

「ベトナムの司法制度の現状～知的財産権を中心に～、ベトナムにおける模倣品対策の最新状況」

日時:2017年4月26日(水)

主催:国際知的財産保護フォーラム 共催:日本貿易振興機構(ジェトロ)

✂ 大河内亮弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。

「南アジア進出の法務 ～インド、バングラデシュ、スリランカ～」

日時:2017年4月13日(木)

主催:経営調査研究会

✂ 前田敦利弁護士が下記セミナーの一部にて講演を行いました。

「シンガポール成長戦略セミナー ―日系企業による ASEAN 地域における M&A とシンガポール上場―」

日時:(大阪)2017年3月13日(月) (東京)2017年3月14日(火)

共催:KPMG ジャパン、KPMG シンガポール、シンガポール取引所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins13.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
TEL:03-6888-1000(代表)
E-mail:inquiry@amt-law.com